

令和7年度答申第96号
令和8年3月31日

諮問番号 令和7年度諮問第146号（令和8年2月26日諮問）
審査庁 文部科学大臣
事件名 高等学校等就学支援金受給資格消滅処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A都道府県教育委員会（以下「処分庁」という。）が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）4条の規定に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給資格の認定を受けていた審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、当該受給資格が消滅したことを確認する処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 就学支援金の受給資格とその認定について

ア 法3条1項は、就学支援金は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等における就学について支給する旨規定する。

イ 法3条2項は、就学支援金は、同条1項に規定する者が同条2項各号

のいずれかに該当するときは支給しない旨規定し、同項3号は、保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者を掲げる。

上記の政令で定める者について、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）1条2項は、保護者等について同項1号に掲げる額から同項2号に掲げる額を控除した額（100円未満の端数を切り捨てた額。以下「算定基準額」という。）（保護者等が二人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額）が30万4200円以上である者とする旨規定し、同項1号は、就学支援金が支給される月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度。以下「就学支援金支給年度」という。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額等の合計額（課税所得額（課税標準額））（当該保護者等の生徒等が当該就学支援金支給年度の前年度の12月31日において当該保護者等の扶養親族である場合において、当該生徒等が当該就学支援金支給年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に16歳に達した者であるときは、当該合計額から33万円を控除して得た金額）に100分の6を乗じた額を掲げ、同項2号は、就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る調整控除額（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する指定都市により当該就学支援金支給年度分の市町村民税の所得割を課される者については、当該額に4分の3を乗じた額）を掲げる。

ウ 施行令1条3項は、同条2項の規定にかかわらず、同項に規定する者のうち、特例受給資格者であるものは、法3条2項3号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者に該当しないものとする旨規定する。特例受給資格者とは、就学支援金が支給される月の初日において生徒等の保護者等が負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務することができないこと、解雇された後雇用されないことその他の従前得ていた収入を得ることができない事由として文部科学省令で定めるもの（以下「特例事由」という。）に該当する場合であって、当該就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する3月の期間の当該保護者等の収入の状況が継続するものとした場合に当該保護者等が1年間

において得ると見込まれる収入の額その他の事情に基づいて算定基準額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定した額（当該生徒等の保護者等が二人以上いるときは、特例事由に該当する保護者等の当該額及びそれ以外の保護者等の算定基準額を合算した額）が15万4500円未満である生徒等をいう（施行令4条2項において同じ。施行令1条3項）。

そして、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「規則」という。）2条3項は、施行令1条3項の文部科学省令で定める事由は、規則2条3項各号に掲げるものとする旨規定し、同項5号は、同項各号に掲げるもののほか、保護者等の責めに帰することのできない理由により従前得ていた収入を得ることができない事由を掲げる。

エ 法4条（都道府県の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る法14条3項による読替え）は、法3条1項に規定する者（同条2項各号のいずれかに該当する者を除く。以下「受給資格者」という。）は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等の設置者である都道府県の知事（当該高等学校等が法2条5号に規定する特定教育施設（以下「特定教育施設」という。）でない場合にあつては、教育委員会）に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格（以下「受給資格」という。）を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない旨規定する。

規則3条1項（都道府県の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る規則15条3項による読替え）は、法4条に規定する認定の申請は、受給資格者が、申請書に、保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付して、当該受給資格者が在学する高等学校等の設置者である都道府県の知事（当該高等学校等が特定教育施設でない場合にあつては、教育委員会。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない旨規定する。

そして、規則3条3項（都道府県の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る規則15条3項による読替え）は、都道府県知事は、法4条に規定する認定をしたとき又は認定をしなかったときは、その旨を同条に規定する申請を行った者に対し、その者が在学する

高等学校等の長を通じて、通知しなければならない旨規定する。

(2) 就学支援金の支給について

法6条1項は、都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会）は、受給権者（法4条の認定を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、就学支援金を支給する旨規定し、法6条2項は、就学支援金の支給は、受給権者が受給資格の認定の申請をした日（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日）の属する月から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる旨規定する。

(3) 収入の状況の届出について

法17条は、受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事（都道府県教育委員会と読み替える（法6条1項の規定と同じ。））に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない旨規定する。

上記の文部科学省令で定める事項について、規則11条（規則15条3項による読替え。以下同じ。）1項本文は、法17条に規定する届出は、受給権者が、毎年度、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の長を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならないと規定し、同項ただし書は、この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、この限りでないとして規定する。

規則11条8項は、都道府県知事は、同条1項から7項までの規定による届出があった場合において、当該届出を行った者が法3条2項3号に該当すると認めるときは、その旨をその者に対し、その者が在学する高等学校等の長を通じて、通知しなければならない旨規定する。

なお、上記の各都道府県知事については、都道府県教育委員会と読み替える（規則3条1項の規定と同じ。）。

(4) 就学支援金の受給事由消滅の届出について

ア 規則4条1項は、支給対象高等学校等の長は、当該支給対象高等学校等に在学する受給権者に係る就学支援金の支給を受ける事由が消滅したときは、その旨を速やかに都道府県知事（当該支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合にあっては、都道府県教育委員会。

イにおいて同じ。)に届け出なければならない旨規定する。

イ 規則4条2項は、都道府県知事は、同条1項の規定による届出があったときは、その旨を当該届出に係る受給権者であった者に対し、支給対象高等学校等であった高等学校等の長を通じて、通知しなければならない旨規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和6年4月1日、A都道府県立B高等学校に入学し、同日付けで、高等学校等就学支援金事務処理システムのオンライン申請システムにより、保護者（親権者である母親。以下「本件保護者」という。）の個人番号カードの写し等を添付して就学支援金の受給資格の認定を申請したところ、処分庁は、同年7月30日付けで、審査請求人に対し、当該認定及び就学支援金（令和6年4月分から同年6月分まで）の支給決定の通知をした。

（高等学校等就学支援金受給資格認定申請（高等学校等就学支援金事務処理システムからの出力データ（令和6年4月～同年6月））、高等学校等就学支援金の受給資格認定について、高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書（令和6年4月分から同年6月分までに係るもの））

- (2) 処分庁は、令和6年7月分以降の審査請求人に係る就学支援金の支給につき、本件保護者の令和5年度の収入状況を確認するため、審査請求人から認定申請時に提出された本件保護者の個人番号を利用して算定基準額を確認したところ、審査請求人は、法3条2項3号に定める就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者に該当すると判断した。

（収入状況届出（高等学校等就学支援金事務処理システムからの出力データ））

- (3) 処分庁は、令和6年10月8日付けで、審査請求人に対し、受給資格が消滅したことを確認する処分（本件処分）を行い、同年7月分から令和7年6月分までの就学支援金を支給しないこととした。なお、審査請求人が本件処分があったことを知った日は令和6年10月10日である。

（審査請求書、「高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について」と題する書面）

- (4) 審査請求人は、令和7年1月7日、審査庁に対し、本件審査請求をした

いと電話連絡した。これを受けて、審査庁は、同年2月5日付けで、審査請求人に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）18条1項本文に規定する審査請求期間（審査請求人が本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3月。本件では令和7年1月14日がその末日である。なお、当該期間の本来の末日である同月11日が土曜日、同月12日が日曜日、かつ同月13日が祝日であって、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）1条1項各号に掲げる日に該当するため、本来の末日である同月11日の3日後の14日が同期間の末日となる。）が既に経過している可能性があるが、審査請求人が、審査請求期間内に審査庁へ問い合わせをしていることから、同年2月28日までに審査請求書が提出された場合には、提出された審査請求書をもって、審査請求が適正にされたかどうかを確認する旨の事務連絡（以下「本件事務連絡」という。）を発出した。

（審査庁主張書面（令和8年3月23日付け）、本件事務連絡）

(5) 審査請求人は、令和7年2月28日（消印日）、審査庁に対し、本件処分を不服として審査請求をした。

審査庁は、本件審査請求は、行審法18条1項ただし書の「正当な理由」があるから適法にされたものであると判断した。

（審査請求書、審査庁主張書面（令和8年3月23日付け）、審査請求書を審査庁宛てに送付した封筒）

(6) 審査庁は、令和8年2月26日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 就学支援金は、経済的な理由により高校進学・就学の機会が制限されないよう、実質的な家計所得に応じた支援を行う制度であることを踏まえれば、処分庁の判定は、本件保護者の家計状況や譲渡所得の発生経緯を無視した実情に反する不合理で形式的なものである。

(2) 就学支援金の受給資格の判定に当たり、本件保護者の算定基準額が30万4200円の所得制限を上回ったのは、施行令1条2項1号が規定する「上場株式等に係る課税譲渡所得等」が算定基準額に加算されたことによるものである。

本件保護者は、平成16年2月より加入していた勤務先の従業員持株会

において、毎月定額を拠出し株式を積み立てていたが、令和5年1月に当該勤務先の経営判断により、上場廃止を前提とした株式の公開買付けが発表され、成立したことで、加入していた従業員持株会が解散し、その解散に伴い、株式の決済処理が行われ、清算金が支払われたことで、一時的な譲渡所得（以下「本件譲渡所得」という。）が発生したものである。

しかし、これは私的な投資行為ではなく、勤務先の従業員持株会制度を通じて長期的に積み立てられた株式が、会社の経営判断によって強制的に買収された結果、生じたものであり、受動的な資産処分である。

本件保護者の給与等の実収入は例年と変わらず、生活水準も向上しておらず、教育費及び生活費の負担は重くのしかかっており、家計の実態としては制度の支援対象であるべき水準であるから、一時的な本件譲渡所得をもって受給資格を不認定とする処分は、本件保護者の実質的な収入実態や生活状況を見ない形式的な判定であり、制度の趣旨から逸脱している。

- (3) また、施行令1条3項の規定により、規則2条3項5号が規定する「保護者等の責めに帰することのできない理由により従前得ていた収入を得ることができない事由」という特例事由に該当する者は、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者に該当しないものとする規定されている。
- (4) さらに、本件保護者は、源泉徴収ありの特定口座を有していなかったため、令和5年度に確定申告を行う必要があったところ、令和4年度の税制改正において、令和5年度の確定申告より、住民税の申告不要制度が廃止されたため、確定申告の際に所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することも不可能となったために、本件譲渡所得が課税標準額に加算され、算定基準額が増額したものである。仮に、本件保護者が、源泉徴収ありの特定口座を保有していた場合、本件譲渡所得は課税標準額には加算されず、所得制限の対象とはならなかった。

このことを踏まえれば、申告方法の違いにより就学支援金の受給資格の判定結果が大きく異なることになり、重大な不平等が生じてしまう。また、就学支援金の受給資格の判定の基準として、個人の貯蓄状況は問われていない。

- (5) 以上のとおり、所得制限の対象となる原因となった本件譲渡所得は、一時的なものにすぎず、制度の本旨である実質的な生活水準を判断する指標とはなり得ない性質であること、また、本件保護者が特定口座を有してい

なかったことや税制改正による制度上の要因により過剰に所得計上されたこと、実質的に就学支援金を必要とする家計実態であることなどから、処分庁の就学支援金を不支給とする判断は実情に反する不合理な処分であり、本件保護者の家計状況や本件譲渡所得の発生経緯を再度勘案し、不支給決定の見直し及び就学支援金の支給対象としての再認定を求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 論点整理

審査請求人が、法3条2項3号及び施行令1条2項で定められた所得制限（30万4200円）の対象者に該当していることについては、審査請求人もこれを争っていない。

他方、審査請求人は、処分庁が、本件処分に当たり、本件保護者の家計状況や本件譲渡所得の発生経緯、確定申告の際の申告方法の違いについて考慮した上で判定すべきであったと主張していることから、これらの観点について処分庁が考慮すべきであったかどうか、以下検討する。

また、審査請求人は、施行令1条3項及び規則2条3項5号の規定に該当するとも主張していることから、この点についても以下検討する。

なお、審査請求人は、個人の貯蓄状況は受給資格の判定基準とされるべきでないとも主張するものの、処分庁の説明から、そもそも本件処分において処分庁は算定基準額のみに基づき判定を行っており、審査請求人及び本件保護者の貯蓄状況が考慮されていないことは明らかであるため、論点として扱わないこととする。

2 論点に対する判断

- (1) 就学支援金の支給に当たっては、全国で多数の高校生等が支援を受けることから、制度の適用において不公平が生じず、迅速に授業料支援の支給に関する判定が実施できるよう、施行令1条2項に基づき、保護者等の市町村民税の課税所得額（課税標準額）等を用いて算出される算定基準額の区分に応じて認定することとしている。また、家計の状況の変化に応じて、必要となる支援が確実に行われるよう、毎年、住民税の課税額に紐付く算定基準額を確認することで、受給権者が支給の対象となるかどうか確認を行うこととしている。

よって、法令の規定を踏まえれば、就学支援金の受給資格の判定に当たって、処分庁において保護者等の生活実態等を別に考慮する余地は認められていない。

(2) また、審査請求人が主張する確定申告の申告方法の違いによる算定基準額の算出方法の違いについては、規定上、「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」は算定基準額の算出に当たり加算することが必要であるとされていることから、処分庁が行った就学支援金の受給資格の消滅に関する処分は、法令の規定に適合したものと見える。

よって、処分庁の判断及び本件処分の内容に法令に抵触する点は認められず、違法又は不当な点はない。

(3) さらに、施行令1条3項及び規則2条3項5号の規定は、保護者等の負傷及び疾病による療養のため勤務できないこと、自己の責めに帰することのできない理由により離職したことなど、従前得ていた収入を得ることができない場合に、前年の課税所得によらずに就学支援金を支給することにより、家計が急変した家庭の教育費負担を軽減する規定である。審査請求人は、本件保護者の実収入は例年と変わらないと述べており、本件保護者の家計が急変しているという主張をしておらず、また家計が急変している事実もその主張からはうかがえない。

3 結論

上記のとおり、本件処分には違法又は不当な点はない。そのため、本件審査請求には理由がないから、本件審査請求は、行審法45条2項の規定により、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和8年2月26日、審査庁から諮問を受け、同年3月26日、調査審議をした。

また、審査庁から、令和8年3月23日、主張書面及び資料の提出を受け、審査請求人から、同月17日、主張書面の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求の受付（令和7年3月5日）から本件諮問（令和8年2月26日）まで11か月以上の期間を要しているところ、①本件審査請求の受付から審理員の指名（令和7年5月7日）まで約2か月、②反論書の提出（同年7月23日）から審理手続の終結（令和8年1月28日）までに約6か月の期間を要している。これらの理由について審査庁に照会したところ、①については、人事異動によりこれまで高等学校等就学支援金制度に係る不服審査に関する審理員を担当していた職員を指名することが困難となり、改めて審理員の指名について検討する必要が生

じたため、②については、審理員意見書の作成に当たり、その内容の検討に時間を要したためと回答があった。

しかし、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められず、審査庁は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行審法の目的（1条1項）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

- (2) また、本件審査請求（令和7年2月28日）は、審査請求期間（同年1月14日まで）を経過した後にされたが、審査庁は、審査請求人に対し、本件事務連絡を発出した上、これを踏まえてされた本件審査請求について、行審法18条1項ただし書の「正当な理由」があるから適法にされたものであると判断し、当審査会に本件諮問をしたものである（上記第1の2（3）、（4）及び（5））。

しかし、本件事務連絡は本件諮問時に提出されておらず、上記の判断内容及びその経緯についても諮問説明書に記載されていなかった。

今後、審査庁は、諮問に当たり、審査請求の適否に係る事情を漏れなく提示して諮問に至る経緯を明らかにすることで、自らその経緯を確認するとともに、当審査会が検証できるようにすることが求められる。

- (3) 上記（1）及び（2）で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

- (1) 本件処分は、本件保護者の算定基準額が42万円であり、その収入状況が法3条2項3号及び施行令1条2項に定められた30万4200円以上であるとしてされたものである。

すなわち、法3条2項3号は、保護者等の収入状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者には就学支援金は支給しない旨定めているところ、これを受けた施行令1条2項は、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として、算定基準額の合算額が30万4200円以上である者と定め、就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額等の合計額（課税所得額（課税標準額））に100分の6を乗じた額（同項1号の額）から、就学支援金支給年度分

の地方税法の規定による市町村民税に係る調整控除額（同項2号の額）を控除した額を算定基準額としている。

本件保護者について、「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」に当たる本件譲渡所得を含む算定基準額は、42万円であり、30万4200円を超えている。

したがって、審査請求人は、法3条2項3号に該当し、就学支援金の支給を受けることができないから、本件処分が違法又は不当であるとはいえない。

- (2) 審査請求人は、その保護者について、算定基準額が30万4200円の所得制限を上回ったのは本件譲渡所得が発生したためであるが、本件譲渡所得は、会社の経営判断の結果生じた受動的なものであることに加え、一時的なものにすぎず、給与等は例年と変わっておらず、本件処分は、本件保護者の実質的な収入実態等を無視した、形式的で不合理なものであると主張する。

しかしながら、就学支援金の受給資格の有無は、法3条2項各号及び施行令1条2項に従って判定されるものであるところ、譲渡所得が生じた経緯や保護者の収入実態等を考慮することが必要であると解すべき法令等の根拠は見当たらないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

また、審査請求人は、源泉徴収ありの特定口座を有していたか否かによって、本件譲渡所得の申告方法が異なった結果、受給資格の判定結果が異なることは不平等であるとも主張するが、上記のとおり、就学支援金の受給資格の有無は、法令に従って算出された算定基準額を基に判定されるものであって、本件処分に当たっても、法令の定めに従い算定基準額が算出されている以上、不平等であるということはできず、審査請求人の主張は採用することができない。

- (3) 審査請求人は、施行令1条3項及び規則2条3項5号所定の特例事由に該当するとも主張する。

しかしながら、当該規定は、保護者等の責めに帰することのできない理由により従前得ていた収入を得ることができない場合に、前年の課税所得によらずに就学支援金を支給することにより、家計が急変した家庭の教育費負担を軽減する規定であるところ、審査請求人は、その保護者の実収入は例年と変わらないとも主張しており、そのほかに、本件保護者が従前得

ていた収入を得ることができなくなったと認めるに足りる証拠書類等は見当たらぬ。一時的に本件譲渡所得により収入が増加したことにより、その後の収入が減少したかのようにみえるとしても、従前得ていた収入を得ることができなくなったものということとはできないから、審査請求人が特例事由に該当するとは認められない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	中	原	茂	樹	
委	員	福	本	美	苗	